

福井藩の下級家臣団

森下 徹

一、下級家臣団の身分的位置

「新番格以下」（松平文庫 福井県文書館保管）は福井藩下級家臣団の人事記録である。原本は七分冊からなっており、弘化四（一八四七）年十一月、人事管理を職掌とする目付が配下の物書を使って作成したものであるという。ただしその後も書き継がれ、明治五（一八七二）年ごろまでの内容を含むとされる⁽¹⁾。個人の履歴が家としての継承とともに記載されるので、下級家臣団のあり方を定量的に知ることができる好個の史料である。

対象となるのは、小役人以下、下代までの階層にあたる。冒頭の前書に、明治二（一八六九）年十月、「今度御改革ニ付、小役人各諸組ニ至まで総而卒族ト相唱」とあるように、明治初年に家臣団が士族と卒族とに区分されたとき、卒族に位置付けられたものとなる（なお標題にある新番格は士分であり、本史料の対象外である）。ここで舟澤茂樹氏の整理を参照すれば、「新番格以下」は表1のような格からなっていた。表示しなかったがいずれも切米と扶持を給付されるものであり、小役人・小役人格であれば一五石・三人扶持、一統の徒は一五石・三人扶持、小算は一〇〜一二石・三人扶持、坊主・下代は八石・二人扶持などの額だった。さらに表示より下には組之者など奉公人クラスがあるが、それは本史料には掲載されない。

またそれぞれの人数について、嘉永五（一八五二）年の「給帳」よりまとめれば表2の通りである。表1とは必ずしも一致しないものの、諸役人・台所目付が小役人、徒目付・徒組頭・雑用係が小役人格、徒組が一統、帳附が一統格にほぼ相当すると思われる。このおよそ五〇〇人が対象となる階層だった。

表1 「新番格以下」の格と役職

格	役 職
小役人	勝手役、蔵奉行、広敷添役、その他
小役人格	徒目付、広敷添役、帳付、料理方、その他
一統	徒
一統格	料理方、帳付見習、坊主頭、その他
小算	小算
小算格	鵜匠、下代
小寄合	料理方、中判
小寄合格	下代
坊主・下代	坊主、下代

舟澤茂樹「福井藩の卒族について」『福井県地域史研究』5、第4表より作成。

表2 嘉永5年「給帳」における「新番格以下」

格	切米	人数
諸役人	12～15石	12
台所目付	12～15石	17
徒目付	18石	14
徒組頭	12～15石	3
雑用役	10～15石	38
徒組	15石	57
帳附	8～15石	30
小算	10～12石	61
小算格	8～10石	40
小寄合役	8～11石	7
中判	8～10石	6
小寄合格	5～10石	61
坊主	8石	62
諸支配（下代のみ）	8石	49
計		457

『福井県史 資料編3』「給帳」より、表1に相当するものを抽出した。また諸支配は切米8石の下代のみを表示した。

なお一統以上は目見として跡目相続が認められ、小算以下と区別されていた。ただし士分は正月二日に藩主の謁見がなされたのに対して、小役人・小役人格は翌三日に大広間での謁見であり、一統のばあいは、正月三日に一同列座のなかを通りかかる藩主に拝謁するだけ、といった区別があった⁽²⁾。藩主との関係において、目見できるかどうか、できるとしてもその仕方をめぐって、さらに細かく差異化されていたわけである。

このような内部の序列を孕みながら、明治二年に小役人から下代までがそれ以上の階層とは区別され卒としてまとめられたのは、すでに以前からあった身分的な区別を引き継いだものに他ならない。すなわち、本史料に掲載のうち、新番組に昇進していた伊藤茂七郎は、天保九（一八三九）年に小算に格下げになった。それについて「不慎之義有之御咎被仰付候処、亦復不埒至極之趣相聞候二付侍御削」と記されている。つまり新番格以上が「侍」であり、そこから外れて表1の階層に下がると「侍」ではなくなる（「侍御削」のだった。明治初年の士一卒の区別は、近世における「侍」＝武士身分とそれ以外との区別に対応していた。

もともと「侍」と区別されるのは、嘉永五年「給帳」における荒子八〇九人をはじめ中間や小人なども同様だったが、それらとも別扱いとされていた。すなわち福井藩の家臣団は「侍」（武士身分）―「新番格以下」での搭載階層―奉公人クラス、という大きくは三層からなっていたことになる。しかもその内部はさらに細かく階層化されていた。一方で、そのいずれも藩主から知らないし切米・扶持を給付されている点では、等しく家中の構成員でもあった。主従制の原理にしたがった、幾重にもなる階層のなかに位置付けられたものとして、これら下級家臣団はあった。

二、家としての相続

こうした家臣団内部における武士身分とそれ以外との区別は、「家督」が認められているか否

かに表現されている。本史料から例をあげてみよう。いま紹介した伊藤茂七郎の父、伊藤新三郎の系譜を見ると、寛政六（一七九四）年に「親庄助為跡目」小算に任命されたあと、文化十三（二八一六）年に小役人、文政三（一八二〇）年に新番格となり、文政九年には新番にまでなった。一代で小算→小役人→新番格→新番と、武士身分である新番に昇進を遂げたのだった。そして文政十二年三月二十五日に「病身二付休息」となり、即日、倅茂七郎が「家督如是无相違被下置」、切米・扶持を引き継いで新番入りしている。このように新番格以上、すなわち明治二年に士とされた階層には、「家督」の相続が認められていたことを確認できる。

一方、本史料に掲載の多くは、個々人の経歴の最後に、「病氣願之上立替被仰付」のように「立替」と記されている。たとえば伊藤熊之助の系譜を見ると、文化元（一八〇四）年五月二十八日「大病二付願之通御暇被下」とされるものの、跡を継いだ養子伊藤松五郎は、同日に「養父熊之助立替被仰付、御擬作如此被下置、御料理方被仰付」として、切米・扶持を継承している。ここでは「御暇被下」ことを「立替被仰付」と言い換えているわけだから、「立替」とはいったん暇を出され、そのうえで再度後継者が召し抱えられるものだったことがわかる。またその三代のち、伊藤弥之助（弥五太夫と改名）は、万延元（一八六〇）年五月三日に病死し、六月十一日、倅に「親弥五太夫病氣及大病立替相願、其後令病死候二付、御料理人被仰付、御充行並之通」と跡目が認められている。ここでも「立替」の手続きをふんでいたことよって相続されており、逆にいえばそれをしないと継承できなかったことになる。このように、「家督」としては認められてなかったとはいえ、「立替」の手続きを経ることで事実上は世襲されていたといえるだろう。

じつさい、本史料におけるそれぞれの系譜は、家としての継承が広汎に行われていたことを示している。そうであるからこそ、このような史料も作成されたのであろう。ここで、いろは順に掲載される本史料のうちで、試みに「い」から始まる姓をもつ二七家について系譜を簡略化してまとめてみた（表3）。なお、履歴には下代や徒など格なのか役職なのか判断しづらい記載も多

いが、とりあえずそのまま表示してある。すると、一代限りもあるとはいえ、ほとんどが数代にわたって地位を継承していたことが明らかである。

もつとも系譜を遡れるのは古くても一八世紀半ばであり、多くが一八世紀末ないし一九世紀に入ってから、すなわち三〜四代程度のものが数としては多いように見受けられる。そのことは、たとえば「伊藤7」伊藤清吉について、「表御出居番相勤候由、言伝ニ御座候へとも、被召抱候年月等相分り不申候」と記すように、それ以前における記録の不分明さに、あるいはよるのかもされない。

そこでこうした階層における地位の継承にかんして、法令ではどのように定まっていたのか見てみることにしよう。すると一八世紀半ばに、いくつかの規定が発令されていることが注目される。たとえば寛延元（一七四八）年には、「小役人格之者之跡」について、「年頃之者」であれば一二石・三人扶持で小算に召し抱えてきたものの、小算が減員となるので、五人扶持の浮人としておき、小算に空きが出たとき上述の切米・扶持とするか、ばあいによっては小役人とする、としている⁽³⁾。すでに小役人の跡目は、格下の小算として継承されていたことがわかる。じつさい表3によれば、「伊藤3」「伊藤5」「岩屋」のように、小役人の跡目は小算から、との原則は幕末にもあつたらしい。

またこれに先立つ元文三（一七三八）年には、「御徒之者格已下跡目不被仰付者共」が病死し、倅や養子を後継に願ひ出るばあい、年齢が足りなかつたり御用に立たなかつたりするものを召し出すこともあるとして、今後は年齢に達していることを条件に、「親も相勤候者之倅等之事、其上厄介等有之者抔」について空きが出れば吟味をする、とのことも命じられている⁽⁴⁾。自動的に相続が認められるわけではないものの、地位を家として継承しようとする動向がすでに一般的だったことをうかがえよう。

あるいは寛延元（一七四八）年には、小役人・徒から新番組への昇進は取立から一〇年を経て

表3 伊藤家～稲垣家の系譜

系統	最初の記事	系 譜
[伊藤 1]	慶応2 (1866)	伊藤音之助 = 伊藤又太郎
[伊藤 2]	寛保3 (1743)	伊藤弥右衛門(表料理) - 伊藤弥三次(御料理方) - 伊藤安之助(御料理方) = 伊藤熊之助(御料理方) = 伊藤松五郎(御料理方) = 伊藤円次郎(御料理方) - 伊藤弥之助 (御料理方→一統格→小役人格) - 伊藤弥太郎(小十人組)
[伊藤 3]	延享3 (1746)	伊藤十太夫(下代→小算) - 伊藤直作(小算並) 伊藤庄助(下代→小算→一統格→小役人) - 伊藤新三郎(小算→一統格→小役人→新番格→新番組) - 伊藤茂七郎 (新番組→小算→小役人格) - 伊藤登美太(徒)
[伊藤 4]	寛政7 (1795)	伊藤治左衛門(下代→小寄合格→小算格→小算→一統格) - 伊藤松五郎(小算→小十人組)
[伊藤 5]	天明元(1781)	伊東左次右衛門 (下代→小算→一統格→小役人) - 伊藤万次郎(小算→小役人格) - 伊藤鉄之助 (小算→一統格→小役人格→小役人) - 伊藤左太郎 (小算)
[伊藤 6]	宝暦5 (1751)	天谷多助(下代) - 天谷次右衛門(下代→小寄合格) - 天谷多助(下代) = 天谷欽兵衛(下代) = 伊藤清兵衛(下代) = 伊藤五郎七(下代→小寄合格) = 伊藤金八(下代)
[伊藤 7]	文化8 (1811)	伊藤清吉 = 伊藤庄右衛門 = 伊藤金蔵(下代) = 伊藤清三郎(小寄合格) - 伊藤清五郎 (下代)
[岩屋]	元文元(1736)	岩屋平太夫(小算→小役人格) - 岩屋金四郎 (徒→小役人) - 岩屋滝五郎 (小算→徒→小役人格→新番格) - 岩屋鉢五郎 (小役人→徒目付)
[石川]	寛政元(1789)	石川万斎(一統格→小役人格→小役人) = 石川平蔵(徒→小役人格) - 石川平七 (徒→小役人格)
[岩佐 1]	元文元(1736)	岩佐七九郎(徒→留守番組) - 岩佐与三七(大番組・留守番組) = 岩佐助七 (留守番組→大番組) - 荒木密太郎 (留守番組) = 荒木栄蔵(徒) = 荒木金五郎(徒)
[岩佐 2]	天明4 (1784)	岩佐斧右衛門(下代) - 岩佐尉兵衛 (下代→坊主) - 岩佐友睦(坊主→一統格→小役人格→小十人組)
[五十嵐]	明和7 (1770)	五十嵐門弥(坊主) - 五十嵐門斎(坊主→一統格) - 五十嵐玄意(坊主→一統格) = 五十嵐小一郎(小算) = 五十嵐捨太郎(小算)
[磯野 1]	文化7 (1810)	磯野栄助 (下代→小算格→小算) = 磯野順助 (小算) = 磯野栄太郎(下代) = 磯野金次郎(下代→小寄合格→小算格)
[磯野 2]	文政11(1828)	吉田辰右衛門(下代) = 吉田幸右衛門(下代) = 吉田三蔵(下代) = 吉田鉄次郎(下代→小寄合格)
[石田 1]	享保15(1730)	赤尾曾兵衛(小算→小役人) - 赤尾忠四郎(徒) - 赤尾七五郎(小役人格→新番格) - 赤尾久太郎 (小役人→一統格) = 赤尾久作 (小算) = 赤尾光次郎 (下代)
[石田 2]	天保8 (1737)	武曾長兵衛(下代) = 武曾藤悦 (坊主) = 成田左一郎(下代) = 石田熊三郎 (下代)
[石田 3]	安政2 (1855)	橋本次郎助(下代) 橋本吉之介(下代)
[石丸]	弘化2 (1844)	吉山平八郎 (下代→小算格) = 吉山周蔵(下代)
[飯塚]	天明4 (1784)	飯塚市助 (下代→小算格→小寄合格) 飯塚権吉 (下代→小寄合格→小算格→小寄合格) 飯塚祥介(坊主→下代)
[池田 1]	文化10(1813)	小泉増右衛門(下代) - 小泉助八 (下代→小寄合格→小算格→小寄合格) = 小泉猪三七(下代→小寄合格)
[池田 2]	文化2 (1805)	吉村安右衛門 (下代→小寄合格→小算格) = 吉村兼蔵 (下代) = 吉村国太郎 (下代)
[池村]	天明2 (1782)	松村平助(下代→小寄合格→小算格) - 松村金次郎(下代) = 松村甚蔵(下代→小寄合格→小算格) = 池村良金(小算)
[市村]	延享3 (1746)	山岡猪太夫(徒) 山岡市蔵(徒) 山岡仁蔵(徒) = 山岡市蔵(徒) = 山岡庄兵衛(小算) - 山岡七之助(小算) = 山岡伊三太(小算) = 山岡平左衛門(下代→小寄合格→小算格) - 市村剛一郎(下代→小寄合格)
[猪坂]	文政12(1829)	猪坂平太夫 (下代→小寄合格) - 猪坂慎平(下代→小寄合格)
[岩尾]	文政4 (1821)	藤井久斎 (坊主) = 藤井多之助(小算) = 近藤直吉 (下代) = 杉野久次郎(下代) = 杉野助蔵(坊主)
[稲垣]	文政3 (1820)	野田半右衛門(小寄合格) = 野田半次郎(下代) = 野田伝次郎(下代) = 野田八介(下代) = 本庄石太郎(下代)

-は倅、=は養子・養弟。名前が処罰を受けたもの。明治2年11月「御改革」以後の記事は記載していない。

から、そこからさらに大番組への昇進は四〇年を経てからなど、年数によって昇進までの期間を定める規定も出されている⁽⁵⁾。

このように表3に示されるありかたは、ほぼ一八世紀半ばまで遡ることができそうである。ではさらにそれ以前にはどうだったのか。たとえば一七世紀末の給帳には、小役人四〇人、御貝役・御帳付一五人、小算二六人、あるいは諸手代一二二人などが見える⁽⁶⁾。これらの階層はその後いっそう細分化され、また人数も増えるものが多いようだが、組織の骨格としては近世後期とほぼ同様だったらしい。しかしその段階での再生産のしくみについて、ここで明らかにすることはできない。

三、昇進制

ところでこの史料では、個々人について任用から始まって、いつどういった役職に就き、また昇進したのかといった履歴が逐一記録されている。

そもそも藩の組織において、昇進とはいかほどの意味をもつものだったのか。このことを問題にしたのが藤井讓治氏である。氏は、「上士」の専有する官職と「下士」の専有する官職の間には、ほぼ完全なる断絶が存在していた」との見解に対して、それほど「昇進の世界は閉鎖的であったのだろうか」と問う。そのうえで幕府御家人や小浜藩における官職昇任の例をあげ、「幕藩官僚制下での昇進制は、さまざまな制約をもちつつも、彼らからエネルギーを引出すことで、官僚制機構を生きた運動体たらしめる強力なテコであった」との評価を与えている⁽⁷⁾。

とはいえ表3のなかでは新番、すなわち「侍」身分に上昇できたものはごく少数にとどまっている。もっとも昇進すればこの記録からは外れるのだから、少なくとも当然ともいえる。じっさいのところはどうなのか。そこで舟澤茂樹氏によって紹介された、士分取り立て状況を示すデータを参照しよう。それによると、明和元（一七六四）年から明治元（一八六八）年までに士分に

取り立てられた人数は八〇人（うち六〇人は新番人、残りは大番人や留守番人）とされている⁸⁾。表2の階層のなかから士分に昇進したのは、一世紀ほどのあいだでこの程度であり、やはりごく一部だったというべきだろう。しかしたとえそうではあれ、昇進の回路自体は開かれていたわけで、そのことがこれらの「エネルギーを引出すこと」になった可能性はたしかにある。

しかも表3をみると、一代のうちで「出精相勤候二付」、小算や小寄合などに昇進する例は多い。新番にまで達するものはたしかに少数ではあれ、一ランク程度の昇進は広く見られたことがわかる。もっともそれに伴って切米・扶持が上がるわけでは必ずしもなく、むしろ変わらないばあいが多い。他方で、格と職とが対応するのが藩の組織だから、昇進に応じて務める役職が変わることもあつたらう。昇進が「出精」をうながす動機づけとして制度化されていたのはたしかなようだが、それが個々人にどういった形で内面化されていたのか、なお検討が必要となる。

四、役職への就任状況

次に履歴に即して、かれらが就いた役職についてみておくことにしよう。表3によれば、「伊藤2」のように代々料理方を世襲するものや、「五十嵐」のように坊主を継ぐものもいるが、多くはさまざまな部署に配属され転属を繰り返しつつ、とくに下代として実務を担うものだったらしい。異動の年月日も記されるから、藩庁の実務官僚層の任免状況を定量的に知ることができる。また、「五十嵐」五十嵐捨太郎のように、廃藩置県後に福井県史生に就職したものもいる。福井藩の家臣団が近代の行政機構にどのように引き継がれるのかということも、興味ある点だろう。明治四年以降も書き継がれる本史料は、そうした検討を可能にするものでもある。

これらについては後考を俟つとして、ここでとりあげたいのは、先の昇進とは逆に、処罰を受けたものも多く見えることである。表3では名前をゴチックで表記したものがそれであり、ために降格となることも往々にしてあつた。たとえば江戸屋敷に詰めていた「岩屋」岩屋滝五郎が、

「支配之者締り方不参届候ニ付急度御叱り」となったように、配下の管理責任を問われたものもあるが、多くは「勤中不念之趣相聞候ニ付」（「伊藤5」伊藤万次郎）のように自身の役職上の不始末に起因するものだったと思われる。

しかも、ともに御趣意方に勤めていた「飯塚」飯塚権吉と「池田1」小泉助八が、安政三年、「配当銀等過分申受、殊ニ一旦右銀子高書上ケ候以後、同勤之者及白状ニ付、亦復銀子申受候段相顯候始末不届至極」として格下げになり、罰金を上納させられたことは、業務にかかわる横領行為によつたのではなからうか。あるいは、「岩佐2」岩佐尉兵衛が預所代官下代だったさい、「在方取扱不宜筋相聞候ニ付立替被仰付」たのも、類似の行為だったことを予想させる。単に業務遂行のうえでの不始末というにとどまらず、不正行為による処罰と思しきものが垣間見えるのである。こうした問題に対する藩の対策を、法令のなかにさぐってみよう。すると、天明元（一七八一）年、金津奉行と郡奉行に対して次の達が出されている⁹⁾。

在方江相拘り候役方江近年訳而被仰出候趣も有之候処、等閑ニ相心得候哉御為を不存、私欲之致方有之者共相聞候ニ付、夫々御答被仰付候、尚亦御吟味筋被仰付置候儀も有之候間、支配之者心得違無之様可被申付候、且又下代共儀支配村々6年始・歳暮或ハ願事等有之節、音物取請候儀貪着も無之、定例之様ニ相心得候者共有之趣相聞候、畢竟頭立候下代共申談方不参届不埒之事ニ候間、此段ハ支配頭心得を以呵置候様可致事ニ候、勿論向後聊之音物ニ而も銀子等之取扱無之様、下代・組之者共江可被申付候

金津奉行と郡奉行の配下には下代があり、またさらにその下に組之者（足軽）が配属されていた。ここではとくに下代を名指しして、担当の村々から音物を受け取ることを当然のように心得ていると問題視している。同内容は奉行（勘定奉行）と目付へも宛てられたが、目付宛のものは「近来百姓共役人江まいなひを以取入、不実之願事多く」とあり、賄賂が常態化していたことをうかがえる。

同様な達は遡って宝暦十三（一七六三）年にも出されている¹⁰⁾。このときは預所の代官に対し、「惣而依怙鼻肩不致、聊之品ニ而茂まいなひニ似寄候儀たりとも決而請申間敷候、若如何敷筋相聞候ハ、急度可被仰付候、此段手代共江堅可申付候」と指示していた。やはり手代（下代）クラスが賄賂を受け取る事態を問題視するのである。

もちろんこうしたことは行政組織のなかで一般に見られるものではあろう。しかし頻発する業務上の不始末を理由にした処罰には、そのような役職上の不正行為が繰り返されていた実態が反映されていないだろうか。そもそも近世社会にあつて、役職上の地位を利権化し、しかも集団として独占することはありふれたことである。福井藩の行政機構も、一面では昇進制を組み込んだ合理的な装いをとっているように見えて、他面ではこのような問題を抱え込んでいたように思えるのである。そうした観点からの個々人の履歴の分析もできそうである。

註

- (1) 吉田健「幕末維新期の福井藩人事関係資料（松平文庫）について」『福井県文書館資料叢書9 福井藩士履歴1 あゝえ』福井県文書館、二〇一三年。
- (2) 『福井市史 通史編2 近世』福井市、二〇〇八年、一〇九頁。
- (3) 『福井市史 資料編6 近世四上』福井市、一九九七年、四五三「小役人格以下跡目定」。
- (4) 『福井市史 資料編6 近世四上』三六八「徒格以下跡目ニ付達」。
- (5) 『福井市史 資料編6 近世四上』四四九「土分取立方定書」。
- (6) 『福井市史 資料編4 近世二』福井市、一九八八年、五六「松平吉品給帳」。
- (7) 藤井讓治「幕藩官僚制論」『講座日本歴史5 近世1』東京大学出版会、一九八五年、三五二～三五四頁。
- (8) 舟澤茂樹「福井藩の卒族について」『福井県地域史研究』五号、一九七五年、七五頁。
- (9) 『福井市史 資料編6 近世四上』六五三「下役締方達」。
- (10) 『福井市史 資料編6 近世四上』五三二「預所代官勤方達」。

「与力」について

既刊叢書の解説・参考資料では、「新番格以下」を『与力』から『下代』、すなわち『諸組（足軽）』を除く『卒』身分の藩士の人事記録」として扱ってきた。しかし、嘉永5年時点の与力39名は、慶応2年10月22日までには全て士分に召し出され、「新番格以下」には与力が含まれていないことが判明した。そのため、参考資料の図「各資料と家格などとの関係」を一部改訂した。

鈴木準道「福井藩役々勤務雑誌」（A0143-02352～02354）によれば、与力は「家老上席3人へ10名ずつ、また城代へ9名」付属された。「剝札」の記載からは、この与力のうち武芸師役を勤めていた岡田助三郎（弓術）と慶増安太夫（槍術）の2名が嘉永5年11月14日に「此後猶更家業引立方格別之御評議」によって新番組に、また禁門の変での「大砲差配行届格別相働候」を認められた吉田源八郎は「御賞」として元治元年9月朔日に大番組に入れられたことがわかる。残る36名については「越前世譜茂昭様御代」（A0143-01986）の慶応2年10月22日条に「今度御趣意ニ付与力之者三十六人被召出、新番並組ニ被仰付、御充行廿三石五人扶持宛被下、席之儀ハ家督順ニ被仰付之」とあって全員の名前が列挙されているので、この時から新番並組（新番格）に入れられたことが判明する。

大番組・新番組・新番並組はいずれも士分の家格であるため、与力39名はすべて「剝札」「士族」「士族略履歴」に名前が収載されるようになった。

叢書（藩士履歴）				士分への召出し	
巻	頁	見出し名	出典	日付	家格
1	52	荒川一郎	士族	慶応 2.10.22	新番並組
1	74	浅見他五郎	士族	慶応 2.10.22	新番並組
1	233	岩崎巖	剝札	慶応 2.10.22	新番並組
1	235	岩路彦太夫	剝札	慶応 2.10.22	新番並組
1	239	磯谷要助	士族	慶応 2.10.22	新番並組
1	239	磯松修也	士族	慶応 2.10.22	新番並組
1	240	伊庭藤次郎	士族	慶応 2.10.22	新番並組
2	91	小嶋平馬	士族	慶応 2.10.22	新番並組
2	114	岡田助三郎	剝札	嘉永 5.11.14	新番組
2	142	奥山七郎	士族	慶応 2.10.22	新番並組
2	143	尾崎久馬勝	士族	慶応 2.10.22	新番並組
2	217	梶川喜左衛門	略履歴	慶応 2.10.22	新番並組
2	308	栗間権平	士族	慶応 2.10.22	新番並組
3	4	慶増安太夫	剝札	嘉永 5.11.14	新番組
3	149	佐藤専介	士族	慶応 2.10.22	新番並組
3	182	嶋瀬東右衛門	剝札	慶応 2.10.22	新番並組
3	194	杉田清	士族	慶応 2.10.22	新番並組
4	36	高橋平太夫	役成	慶応 2.10.22	新番並組
4	67	田中新太郎	役成	慶応 2.10.22	新番並組
4	145	寺本仲	士族	慶応 2.10.22	新番並組
4	166	土肥喜三太	剝札	慶応 2.10.22	新番並組
4	265	名越作平	剝札	慶応 2.10.22	新番並組
4	266	成見保	剝札	慶応 2.10.22	新番並組
4	288	丹羽真一	剝札	慶応 2.10.22	新番並組
5	116	畑六平	剝札	慶応 2.10.22	新番並組
5	226	堀彦四郎	士族	慶応 2.10.22	新番並組
5	313	松浦志津雄	士族	慶応 2.10.22	新番並組
6	106	森新八	士族	慶応 2.10.22	新番並組
6	130	山田豊吉	士族	慶応 2.10.22	新番並組
6	185	安井藤八	剝札	慶応 2.10.22	新番並組
6	188	屋代順平	士族	慶応 2.10.22	新番並組
6	189	屋代源吾	士族	慶応 2.10.22	新番並組
6	189	山岡懋而	士族	慶応 2.10.22	新番並組
6	196	湯浅六郎左衛門	剝札	慶応 2.10.22	新番並組
6	215	吉田源八郎	役成	元治 1. 9. 1	大番組
6	224	依田鉄三郎	剝札	慶応 2.10.22	新番並組
6	224	依田官左衛門	役成	慶応 2.10.22	新番並組
6	224	義江半右衛門	役成	慶応 2.10.22	新番並組
6	224	吉江庄兵衛	役成	慶応 2.10.22	新番並組

参考資料

各資料と家格などとの関係

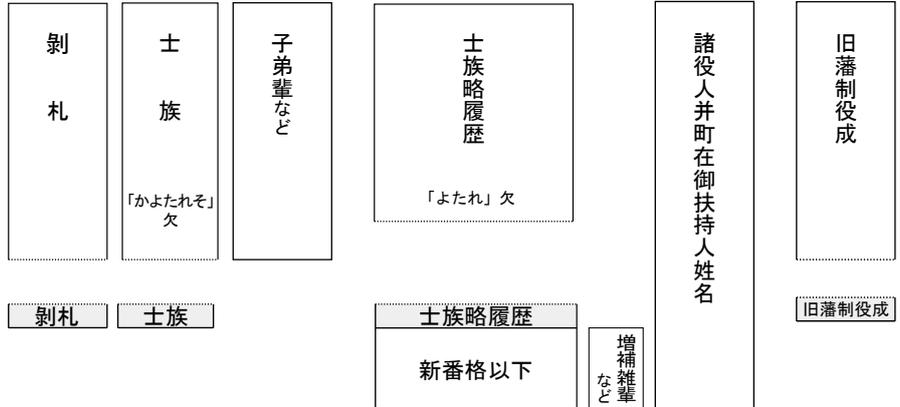
(改訂版。詳細は右頁)

福井藩家臣団の家格別人数

(嘉永5年)

家格	人数
本多家	1
高知席	16
高家	2
寄合席	38
定座番外席	14
番士(役番外)	106
大番など	495
新番・新番格	81
医師・絵師など	49
士分合計	802
与力	39
小役人	84
一統目見席	87
小算・坊主・下代	347
諸組(足軽)	1,341
卒合計	1,898
家臣団総計	2,700

- ・荒子・中間等の小者973名を除く。
- ・舟澤茂樹氏「福井藩家臣団と藩士の昇進」『福井県地域史研究』創刊号 1970年による。



* 嘉永5年の表にある与力39名は、慶応2年10月22日までに全員が士分として召し出されたため、「剥札」「士族」「士族略履歴」に記載されている。

* なお、嘉永5年の表に載っていないが、元武生家来(府中本多家家臣。ただし物頭以上)の29名も明治2年11月25日の改革で士分とされたため「剥札」「士族」に記載されている。

「新番格以下」及び「新番格以下増補雑輩」「雑輩之類剥札」に掲載されている家数・人数

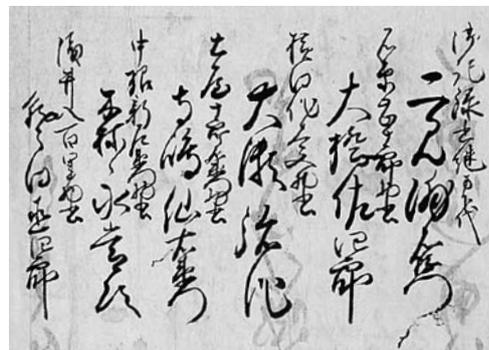
	新番格以下		増補雑輩 人数	剥札 人数
	家数	人数		
イ	27	115	30	1
ハ	30	117	12	
ニ	6	31	4	
ホ	7	36	2	
ト	12	56	2	
チ	1	1	2	
リ	1	1		
ヲ	34	116	10	
ワ	12	61	3	
カ	20	79	13	1
ヨ	26	100	12	
タ	41	173	13	2
ツ	10	41	7	
ネ	1	3		
ナ	17	78	5	1
ム	9	43	3	
ウ	8	42	8	
ノ	17	67		
ク	10	40		1
ヤ	25	98		2
マ	25	103	14	
ケ			1	
フ	16	64	10	1
コ	11	43	4	2
エ	8	27		
テ	2	8		
ア	16	69	7	
サ	25	109	9	1
キ	8	36	2	
ミ	8	43		1
シ	16	75	6	2
ヒ	6	22	4	
モ	7	28	2	
セ	2	7		
ス	4	17	2	1
合計	467	1948	187	16

- ・点線は原本の区切り。
- ・家数・人数のイ〜リは確定値。ヲ以下及び新番格以下増補雑輩・雑輩之類剥札は筆耕原稿などによる概数。
- ・新番格以下増補雑輩・雑輩之類剥札は家として管理されていないので人数のみ。

「書役」について

「新番格以下」1〜7、および「雑輩之類剥札」の巻末にはそれぞれ以下の「書役」が記載されている。「新番格以下増補雑輩」には記されていない。

「書役」について詳しくは吉田健「幕末維新期の福井藩人事関係資料(松平文庫)について」『福井藩士履歴 1 あ〜え』解説を参照。



書役名	「新番格以下」にみえる記事
御記録書継方下代 二見浦右衛門	(弘化四年九月) 同月十八日御目付御記録書継方下代被仰付候
石原甚十郎物書 大橋佐四郎	—
横田作太夫物書 大瀬弥作	(元治元) 同年六月廿四日昨秋詰中御目付御記録書継被仰付、格別出精相働候二付小寄合格二被成下金五百疋被下置候
土屋十郎右衛門物書 寺嶋仙右衛門	天保六未年御目付大関新五左衛門組江被召抱 同十四卯年物書役被仰付
中根新左衛門物書 森永常次	御目付物書 森永儀兵衛(真柄)と同一人物か?
浅井八百里物書 鷺田直四郎	弘化四未年物書役被仰付 弘化四未年十月十九日江戸詰之処御呼返し浅井八百里物書役被仰付